

論点に対する回答

| | |
|-----|--|
| 分野 | 地方公共団体のデジタル化 |
| 省庁名 | 警察庁 |
| 論点 | <p>「遺失物関係（特例施設占有者の物件に関する事項の届出、施設占有者からの物件提出書）」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 警察庁において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、警察庁の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。</p> |

ウ：地方公共団体（都道府県警）と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で警察庁において把握している課題
 - ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）
- について御説明ください。

エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

【回 答】

- ① 現在、警察庁と都道府県警察が各々整備してきたシステムを集約し、必要な機能を都道府県警察に提供するための共通となる基盤を警察庁で整備しており、その中で、令和4年度末から各都道府県警察の遺失物関係システムを順次共通基盤に移行し、特例施設占有者の物件に関する事項の届出及び施設占有者からの物件提出については、オンライン手続を可能とする予定である。
- ② 遺失物関係の手続については、業務の合理化・負担軽減等の観点から、①での回答のとおり令和4年度末から一部府県においてオンライン化し、順次拡大する予定である。
なお、本手続きにおいて添付書類はない。
- ③
- ア 書類等の授受についてオンライン化されるものである。
- イ 令和元年度の調査研究において、都道府県警察からの意見要望等の把握を行っている。

ウ 現時点では、各都道府県警察が独自で整備する遺失物管理システムにより運用しており、一部、個別の品目名やその入力方法が必ずしも標準化されていないため、①で回答したとおり共通基盤への移行に当たって、標準化することとしている。

エ 認証の仕組や外部連携機能の整備については現在検討中である。